

第77回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年8月18日(金)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年8月18日(金)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成29年8月18日(金)午後2時49分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数17名 出席16名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長 真田 明彦	総務・農政担当課長 倭 信幸
	農地担当課長 佐藤 孝司	副専門官 浦田 隆次
	担当課長補佐 今村 正樹	副主査 柴田 美佳
推進委員	片山 寿雄 井上 利明	

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について

(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 平成29年度事業について

(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

1 番：秋山 幸江 1 7 番：安田 久子

1 0 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第
7 7 回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。1 番 秋山 幸江（ゆきえ）委員、
1 7 番 安田 久子委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。
ます。

佐藤課長 （議案訂正等の説明）

議 長 第 1 号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等（1）
農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。
中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

佐藤課長 1 番、受人は白石に居住し、約 9 9 アールの農地を耕作する農業者ですが、
増反により白石の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、
いずれも問題ありません。また下限面積 2 0 アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

2 番、受人は芳賀に居住していますが、芳賀の畑を取得し、新規に就農し
ようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、
いずれも問題ありません。また許可後、下限面積 3 0 アールを超えることから許可
要件をすべて満たしていると考えます。

3 番、受人は芳賀に居住し、約 1 . 5 ヘクタールの農地を耕作する農業者
ですが、受贈により今岡の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、
いずれも問題ありません。また下限面積 3 0 アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

4番、受人は玉柏に居住し、約6.9アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は玉柏に居住し、約6ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により玉柏の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は菅野に居住し、約8.2アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により菅野の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は伊島北町に居住し、約3.6アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により矢坂西町の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

佐藤課長 8番、受人は東山内に居住し、約5.6アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東山内の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件

をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は東山内に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東山内の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ10番から12番は受人が同じですので同時に説明します。受人は総社市岡谷に居住し、約5.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

ただし、12番は渡人が亡くなられていますので、いったん取下げし、再度申請の予定であり、12番のみ取下げ予定の保留扱いとさせていただきます。

13番と14番は関連がありますので同時に説明します。13番の受人は門前に居住し、約71アールの農地を耕作する農業者で、14番の受人は総社市久米に居住し、約8.7ヘクタールを耕作する農業者ですが、13番と14番の下土田の田を交換しようとするものです。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、どちらも下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、8番から14番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、12番は取下げ予定の保留で、残りの6件はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

佐藤課長 2ページ15番と17番は受人が同じですので、同時に説明します。受人は建部町中田に居住し、約13アールの農地を耕作する農業者ですが、増反に

より15番は建部町中田の田を3年間使用貸借し、17番は建部町中田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、2件の許可により下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は御津北野に居住し、約49アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津北野の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番から20番までは受人が同じですので、同時に説明します。受人は建部町大田に居住し、約3アールを耕作していますが、増反により18番と20番は建部町大田の畑と田を所有権移転し、19番は建部町大田の田を5年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、15番から20番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からをお願いします。

柴田副主査 21番、受人は妹尾崎に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により山田の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は古新田に居住し、世帯で85アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により古新田の田を、祖父から孫へ世帯内で所有権移転しよ

うとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、問題がないこと、また、下限面積50アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

23番、受人は乙多見に居住し、世帯で約85アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により古新田の田を取得しようとするものです。

機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積要件50アールも超えています。世帯で耕作すべき農地の中に、転用手続きが必要であるにもかかわらず、手続がなされず農地以外に利用されている農地があり、現在指導中のため、現時点では3条の許可要件の一つである、すべての農地を利用するという要件を満たしていないと判断され、保留が相当と考えます。

24番、受人は妹尾に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により妹尾の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は西高崎に居住し、約8.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番と27番は受人が同じですので同時に説明します。受人は平成26年2月3日に設立され、西七区に本店を置く一般法人ですが、西七区の畑に賃借権を設定し、新規に就農しようとするものです。期間は26番が平成29年9月1日から1年間で、27番が平成29年9月1日から5年間です。

当該法人は、解除条件付きの契約であることなど、一般法人が農地を借り入れるときの要件を満たしています。また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意

見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、21番から27番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、23番は保留意見、その他の6件は許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）は、中・中央地区1番から南区27番までの27件のうち、12番と23番を保留とし、それ以外の25件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）についてはそのように決定いたします。

議長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

佐藤課長 4ページ1番、転用目的は、一時転用の太陽光発電設備で、継続申請です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は芳賀に居住し、約80アールの農地を耕作する農業者ですが、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取り扱いにより、桃畑の法面に太陽光発電設備の設置を継続しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は永久転用目的の一時転用の貸露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は日吉町に居住する農業者ですが、田町一丁目にある株式会社オリックスレンタカー中国が、中山道一目に岡山西店を設置するにあたり、当該法人の事業所から2キロメートル以内で車庫証明が取得しやすく、人通りが少なく車の進入に影響の少ない申請地を、車の保管場所として利用したいとの申し出があったため、貸露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で1番と2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からをお願いします。

柴田副主査 3番、転用目的は倉庫です。申請人は箕島の自己住宅に家族4人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、住宅に隣接する自己所有地に倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

荒井委員 南区協議会で、3番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)は、中・中央地区1番から南区の3番までの3件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からをお願いします。

佐藤課長 5ページ1番、転用目的は露天駐車場です。申請人は倉敷市福井の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、既存宅地に自己住宅を建築し、隣接する申請地も併せて所有権移転して、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は自己住宅です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は足守のアパートに家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家近接であり、妻の父の所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、1番と2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3番、転用目的は特別養護老人ホーム・老人短期入所事業施設・老人デイサービスセンターです。申請人は彦崎に主たる事務所を置く社会福祉法人で、特別養護老人ホーム等の経営を主な事業としていますが、高齢化が進む中、申請地周辺住民から施設入所の希望が多く、需要が見込まれるため、岡山市の地域密着型特別養護老人ホーム等の創設整備事業者の選定を受け、関係医療機関との連携により総合的福祉サービスが提供できる申請地を取得して当該施設を建築しようとするものです。

農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は自己住宅です。申請人は浜野一丁目の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は自己住宅です。申請人は東花尻の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は分家住宅です。申請人は箕島の実家に住民登録し、大福の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家の隣接地で両親と助け合って生活でき、農業の手伝いにも便利な母所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は永久転用目的の一時転用の露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。申請人は福吉町に事務所を置き、販売促進用品の企画・開発・製造・販売を主な事業としています。この度、事業拡張のため、浦安南町の工場跡地を購入し、本店を移転することとしましたが、移転先の従業員用の駐車場が不足するため、移転先に近い申請地に賃借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は自己住宅です。申請人は倉敷市帯高の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、妻の勤務先にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は分家住宅です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は東睦の借家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、両親の面倒をみるのに都合が良く、農業の指導も受けやすい父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ10番、転用目的は分家住宅です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は倉敷市茶屋町の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、祖父の農業を手伝うのに都合が良く、将来農業を経営するのも都合が良い、祖父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は露天資材置場の敷地拡張です。申請人は藤田に本店を置き、足場等仮設工事業を主な事業としていますが、資材置場が不足しているため、既存資材置場に隣接し、業務上都合の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場の敷地を拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、3番から11番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（３）は、北・吉備地区１番から南区１１番までの１１件全件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（３）についてはそのように決定いたします。

なお南区３番の案件は転用面積が３，０００平方メートルを超えていますので、８月２８日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等（４）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

佐藤課長 ７ページ中・中央地区１番から１２ページ南区２番までの２２件で、権利取得の事由は、５番が時効取得で、その他はすべて相続です。権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。なお、２番はあっせん希望がありますので、内容を確認の上、委員さんに受け手の情報について依頼しています。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありました。申請等（４）の２２件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届は、１３ページ１番から１４ページ１６番までの１６件で、転用目的は、共同住宅７件、露天駐車場３件、宅地造成２件、貸住宅２件、道路側溝１件、自己住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届は、１５ページ１番から１６ページ１３番までの１３件で、転用目的は、分譲住宅地５件、自己住宅３件、宅地造成２件、露天駐車場、露天資材置場、住宅用地がそれぞれ１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、１７ページ１番から７番までの７件です。解約理由はすべて耕作目的で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、１９ページ１

番から4番までの4件で、農業用倉庫2件、農業用進入路1件、露天駐車場1件です。

次に報告(5)農地改良届は、20ページ1番と2番の2件で、どちらも普通野菜畑です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (1)平成29年度の利用状況調査の実施について

(2)「農業委員会だより(第86号)」の発行について

(3)その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 ①次回総会予定(9月19日(火)勤労者福祉センター4階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時49分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員